



費用の配賦（詳細）

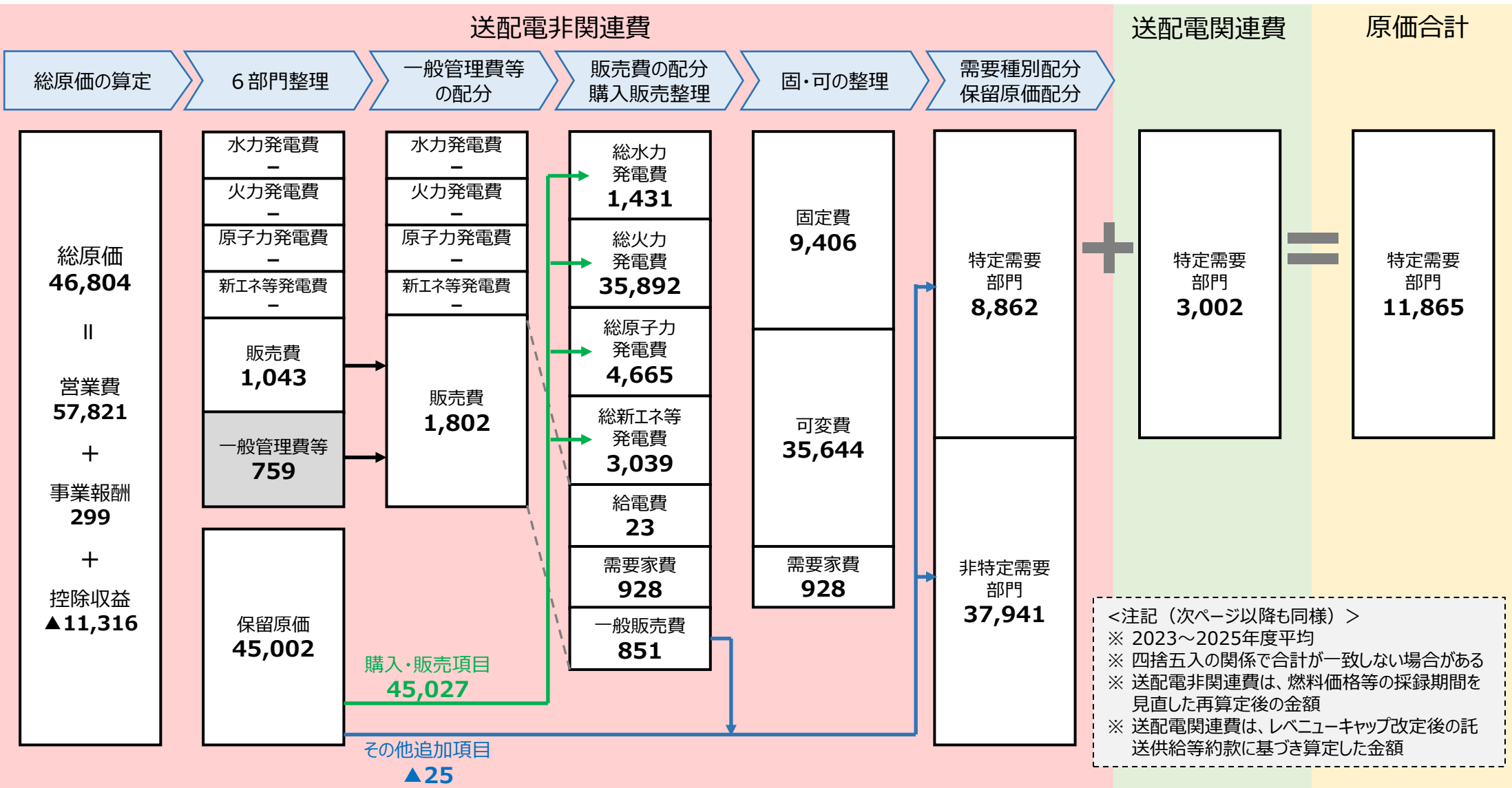
2023年 4月 11日
東京電力エナジーパートナー株式会社

1. 費用の配賦（個別原価計算）の概要

1

- 総原価から特定需要部門（規制料金部門）の原価を特定するにあたっては、料金算定規則に定めにより、以下のフローに沿って算定をしております。

（単位：億円）



総原価の算定

6 部門整理

一般管理費等
の配分

総原価
46,804

||

営業費
57,821

＋
事業報酬
299

＋
控除収益
▲11,316

水力発電費
－
火力発電費
－
原子力発電費
－
新エネ等発電費
－

販売費
1,043

一般管理費等
759

保留原価
45,002

水力発電費
－
火力発電費
－
原子力発電費
－
新エネ等発電費
－

販売費
1,802

【6 部門整理】

（料金算定規則 第6条 第1項）

- ✓ 営業費等の費目ごとに、発生 of 主な原因を勘案（電気事業会計規則の会計整理に準拠）して水力発電費～一般管理費等の6部門に総原価を整理

※ 一部の費目（他社購入・販売電力料等）は、保留原価として6部門外に整理し、後工程で配分

- ✓ 当社は小売専業であるため、水力等の各発電費は計上されない

【一般管理費等の配分】

（料金算定規則 第6条 第2項）

- ✓ 一般管理費等に整理された原価を以下のとおり整理
 - ・ 水力発電費～販売費の5部門のいずれかの部門に特定できるものについては、当該部門に直接整理（直課）
 - ・ 直接整理できない残余については、各部門の人員数比等により5部門に配分（帰属・配賦）
- ✓ 当社は小売専業であるため、一般管理費等の整理先は販売費のみとなっている

【参考】一般管理費等の配分（帰属・配賦）に係る基準（１）

3

費目	料金算定規則		事業者設定基準
役員給与	帰属	直課された各部門人員数比	
給料手当	帰属	直課された各部門人員数比	
給料手当振替額（貸方）	帰属	直課された各部門人員数比	
退職給与金	帰属	直課された各部門人員数比	
厚生費	帰属	直課された各部門人員数比	
雑給	帰属	直課された各部門人員数比	
消耗品費	帰属	直課された各部門人員数比	
修繕費	帰属	各部門業務用建物床面積比（自己所有及び賃借）	直課された各部門人員数比
補償費	配賦	直課された各部門補償費比	
賃借料	帰属	各部門業務用建物床面積比（賃借）	直課された各部門人員数比
委託費	配賦	各部門業務用建物床面積比（自己所有及び賃借）	直課された各部門人員数比
損害保険料	配賦	直課された各部門損害保険料比	直課された各部門人員数比
普及開発関係費	配賦	各部門原価比又は直課された各部門普及開発関係費比	
養成費	帰属	直課された各部門人員数比	

【参考】一般管理費等の配分（帰属・配賦）に係る基準（２）

4

費目	料金算定規則		事業者設定基準
研究費	配賦	直課された研究費比	
諸費	配賦	直課された各部門人員数比	
固定資産税	帰属	各部門業務用建物床面積比（自己所有）	直課された各部門人員数比
雑税	配賦	直課された各部門雑税支出額比	
減価償却費	帰属	各部門業務用建物床面積比（自己所有）	直課された各部門人員数比
固定資産除却費	帰属	各部門業務用建物床面積比（自己所有）	直課された各部門人員数比
建設分担関連費振替額（貸方）	帰属	直課された各部門設備別帳簿原価比	直課された各部門人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	配賦	各部門原価比	
社債発行費	帰属	各部門設備別帳簿原価比	直課された各部門人員数比
法人税等	配賦	各部門原価比	
電気事業報酬	配賦	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比	直課された各部門人員数比

【販売費の配分】

（料金算定規則 第6条 第4項）

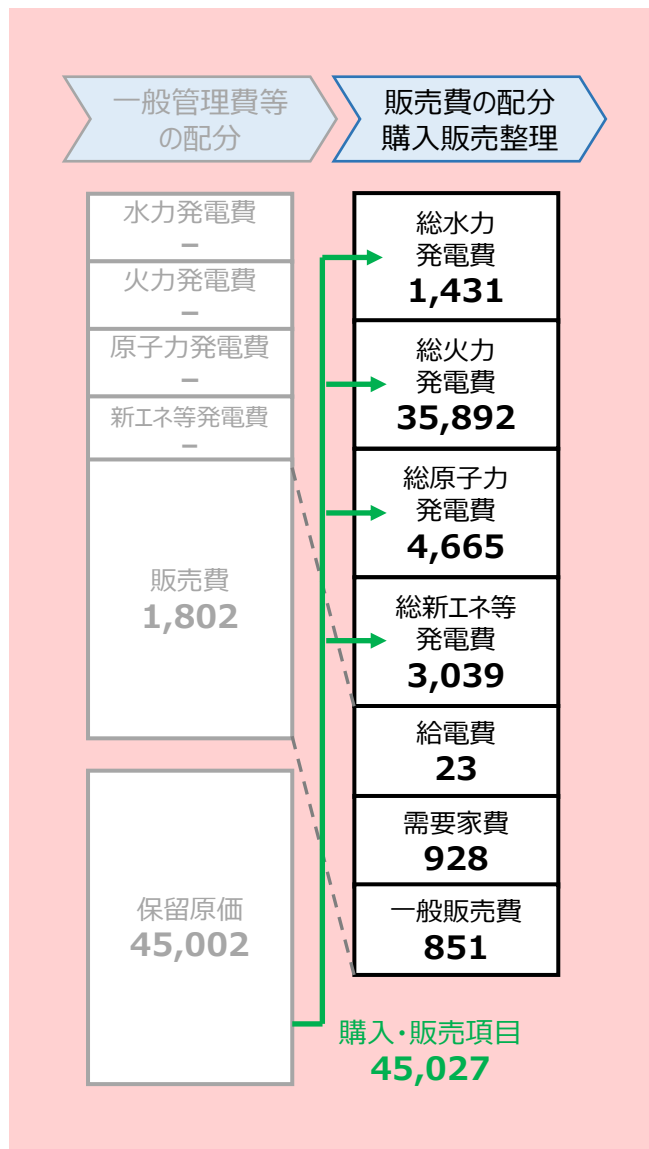
✓ 販売費に整理された原価を以下のとおり整理

- ・ 給電費・需要家費・一般販売費のいずれかに特定できるものについては、当該項目に直接整理（直課）
- ・ 直接整理できない残余については、各部門の人員数比により配分（帰属・配賦）

【購入販売整理】

（料金算定規則 第6条 第6項）

- ✓ 保留原価のうち、購入販売電源項目（他社購入電源費、非化石証書購入費、及び他社販売電源料）を、発生的主要原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費～新エネルギー等発電費に整理



【参考】販売費の配分（帰属・配賦）に係る基準（１）

6

費目	料金算定規則		事業者設定基準
役員給与	帰属	直課された人員数比	
給料手当	帰属	直課された人員数比	
給料手当振替額（貸方）	帰属	直課された人員数比	
退職給与金	帰属	直課された人員数比	
厚生費	帰属	直課された人員数比	
雑給	帰属	直課された人員数比	
消耗品費	帰属	直課された人員数比	
修繕費	帰属	業務用建物床面積比（自己所有及び賃借）	直課された人員数比
補償費	配賦	直課された人員数比	
賃借料	帰属	業務用建物床面積比（賃借）	直課された人員数比
委託費	配賦	業務用建物床面積比（自己所有及び賃借）	直課された人員数比
損害保険料	配賦	直課された人員数比	
養成費	帰属	直課された人員数比	

【参考】販売費の配分（帰属・配賦）に係る基準（２）

7

費目	料金算定規則		事業者設定基準
研究費	配賦	直課された人員数比	
諸費	配賦	直課された人員数比	
固定資産税	帰属	業務用建物床面積比（自己所有及び賃借）	直課された人員数比
雑税	配賦	直課された人員数比	
減価償却費	帰属	業務用建物床面積比（自己所有及び賃借）	直課された人員数比
固定資産除却費	帰属	業務用建物床面積比（自己所有及び賃借）	直課された人員数比
建設分担関連費振替額（貸方）	配賦	直課された人員数比	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	配賦	直課された人員数比	
社債発行費	配賦	直課された人員数比	
法人税等	配賦	直課された人員数比	
電気事業報酬	配賦	直課された人員数比	

2. 個別原価計算のフロー（3）

8

【固・可の整理】

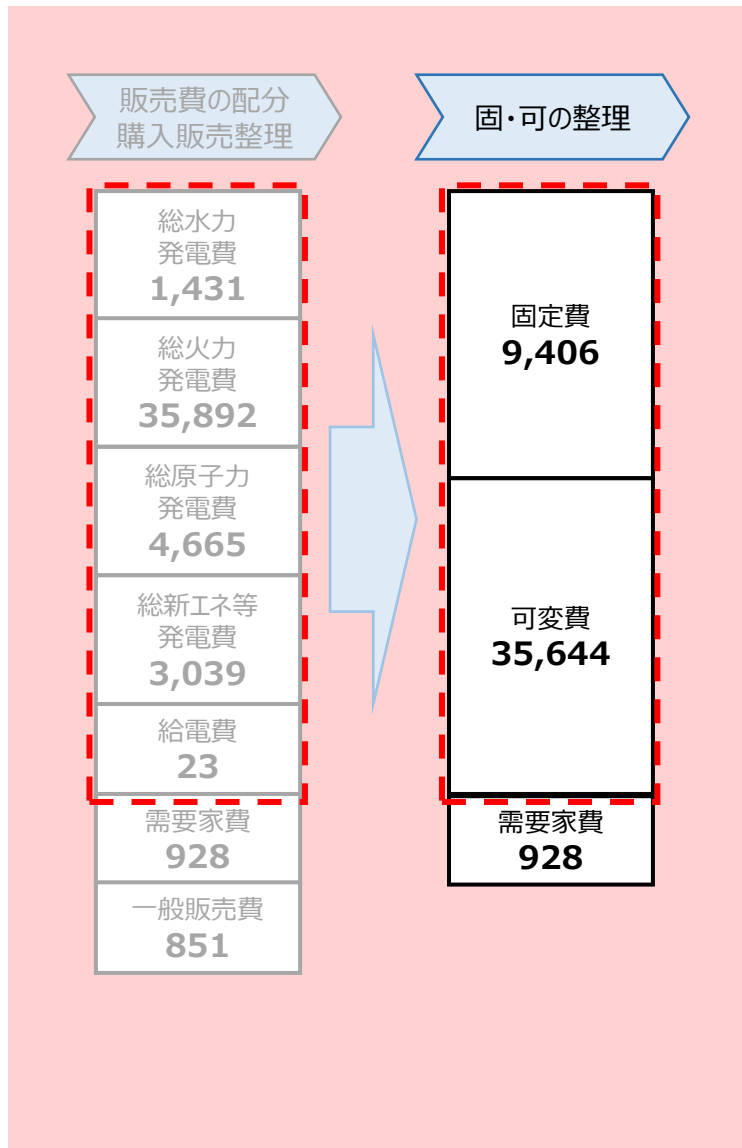
（料金算定規則 第8条）

✓ 総水力発電費～総新エネルギー等発電費に整理した原価、及び給電費について、以下のとおり整理

- ・ 販売電力量の多寡によらない費用を固定費として整理
- ・ 販売電力量の多寡に応じて変動する費用を可変費として整理

（単位：億円）

	水力	火力	原子力	新エネ	給電	合計
固定費	326	4,389	4,580	88	23	9,406
可変費	1,105	31,502	85	2,952	－	35,644
合 計	1,431	35,892	4,665	3,039	23	45,050



【需要種別配分】

（料金算定規則 第10条）

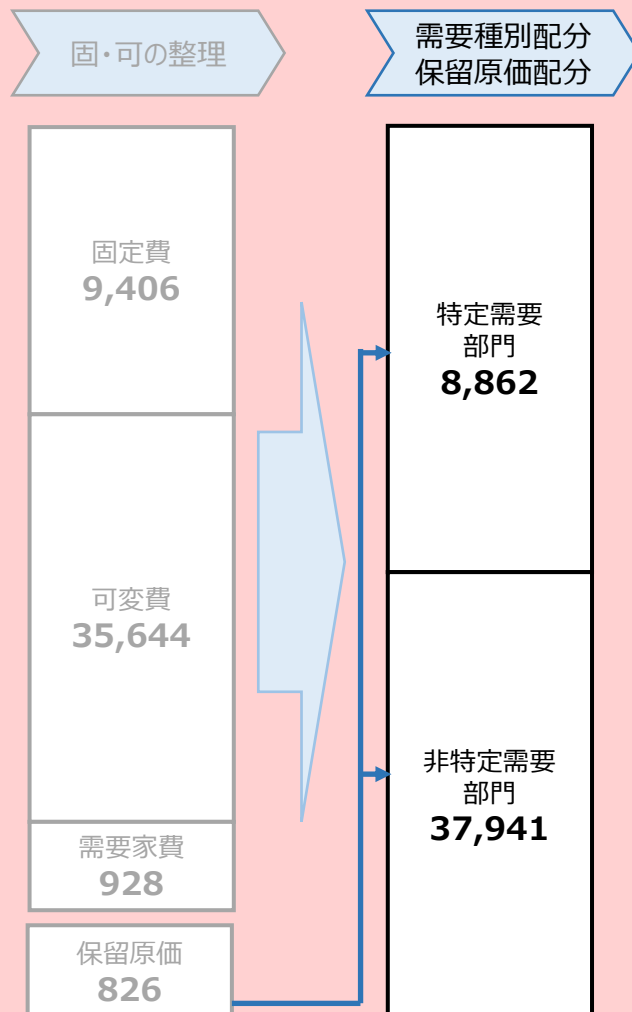
- ✓ 固定費・可変費・需要家費を、それぞれ料金算定規則の規定に従って算定した配分比率により、特定需要・非特定需要に配分

	固定費配分比率 (2 : 1 : 1比)	可変費配分比率 (発受電量比)	需要家費配分比率 (口数比)
特定需要	19.91%	17.37%	69.18%
非特定需要	80.09%	82.63%	30.82%

【保留原価配分】

（料金算定規則 第11～14条）

- ✓ 保留原価（一般販売費等）を、料金算定規則の規定に従い、固定費・可変費・需要家費に原価比により分けたうえで、それぞれの配分比率（上記）により、特定需要・非特定需要に配分



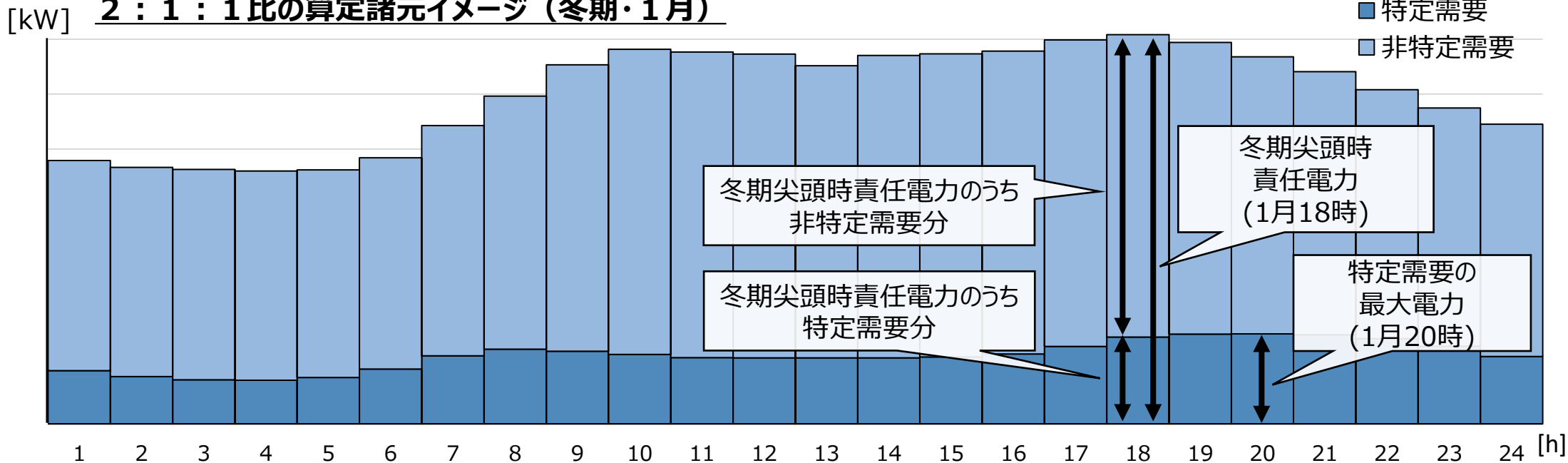
【参考】2：1：1比の考え方

10

- 「2：1：1比」は、固定費を特定需要及び非特定需要に配分するため、以下の通り算定しております。

$$(\text{最大電力}\text{㏍}\times 2 + \text{夏期尖頭時責任電力}\text{㏍}\times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力}\text{㏍}\times 0.5 + \text{発受電量}\text{㏍}\times 1) \div 4$$

2：1：1比の算定諸元イメージ（冬期・1月）



	最大電力 [10 ³ kW] (A)	尖頭時責任電力 [10 ³ kW]		発受電量 [10 ⁶ kWh] (D)	211比率 [%] ((2A+0.5(B+C)+1D)/4)
		夏期 (B)	冬期 (C)		
特定需要	(21.06) 8,177	(18.01) 6,732	(22.31) 7,900	(17.37) 34,438	19.91
非特定需要	(78.94) 30,657	(81.99) 30,657	(77.69) 27,506	(82.63) 163,808	80.09
合計	(100.00) 38,834	(100.00) 37,389	(100.00) 35,406	(100.00) 198,246	100.00

※表上段の()内の数字は全体に対する各需要種別のウエイトを示す。

- 需要種別ごとに、以下の通り算定しております。
 - ✓ ①日電力量と②時間別(1～24時)電力需要比率から、夏期・冬期最大電力発生日の③時間別電力需要を算出。
 - ✓ 上記から、「年間最大電力（特定需要は1月20時）」、「夏期最大電力発生時（8月15時）の需要電力」、「冬期最大電力発生時（1月18時）の需要電力」をそれぞれ算定。

【需要種別ごとの最大電力の算定フロー】

① 日電力量

月間電力量、最大3日平均日量比率※1を用い、夏期・冬期最大電力発生日の日電力量〔送電端〕を算出（夏期最大電力は8月、冬期最大電力は1月に発生）

※1：各月の日電力量平均値と、最大電力発生日（上位3日）の日電力量平均値の比率

② 時間別電力需要比率

夏期・冬期最大電力発生日の時間別（1～24時）の電力需要比率※2を算出

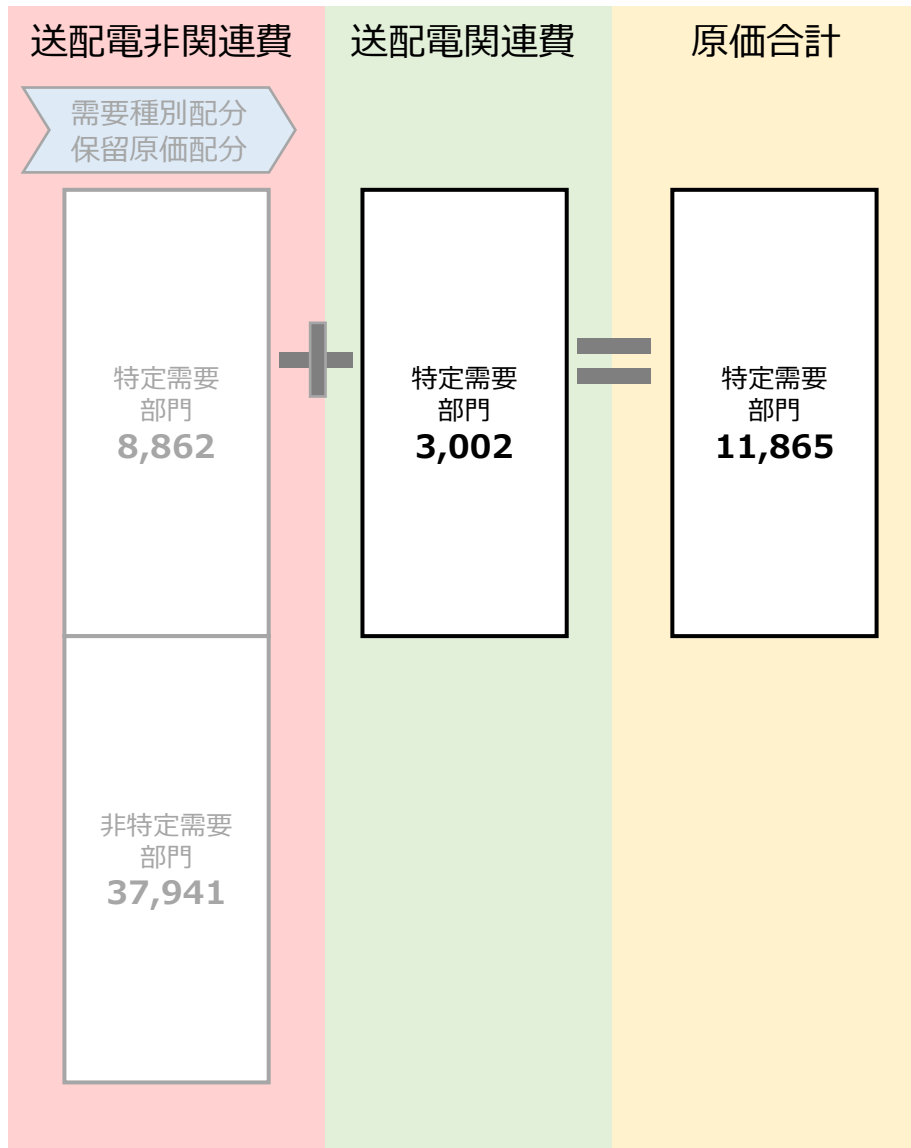
※2：スマートメーターデータを基に算出

③ 時間別電力需要

- 年間最大電力（特定需要は1月20時）
- 夏期最大電力発生時（8月15時）の需要電力
- 冬期最大電力発生時（1月18時）の需要電力

2. 個別原価計算のフロー（5）

12



【送配電関連費算定】

（料金算定規則 第16条 第2項）

- ✓ 特定需要に係る託送供給に要する費用を、一般送配電事業者が設定する託送供給等約款に基づき算定

【特定需要原価合計】

（単位：億円，円/kWh）

特定需要 部門	送配電非関連費				送配電 関連費	合計
	固定費	可変費	需要家費	小計		
金 額	1,906	6,303	653	8,862	3,002	11,865
単 価	5.93	19.62	2.03	27.58	9.34	36.93

- 送配電関連費として、一般送配電事業者が設定する託送供給等約款に基づき、特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用を算定しております。
- 具体的には、①特定需要の小売契約に直接紐づく費用、②小売契約に紐づかない費用（揚水ロス・近接性評価割引）のうち特定需要相当を算定のうえ、原価に織込んでおります。

（単位：億円）

		特定需要部門
①特定需要の小売契約に直接紐づく費用		2,994
②小売契約に紐づかない費用のうち特定需要相当	揚水ロス	12
	近接性評価割引	▲3
合計		3,002

- 送配電関連費のうち特定需要の小売契約に直接紐づく費用は、特定小売供給約款上の契約種別と託送供給等約款上の契約種別の対応関係を踏まえ、需要諸元と託送契約種別ごとの料金単価に基づき算定しております。

需要区分	特定小売供給約款上の契約種別		託送供給等約款上の契約種別
電灯需要	定額電灯		電灯定額接続送電サービス
	従量電灯	A	電灯標準接続送電サービス
		B	
		C	
	臨時電灯	A	電灯臨時定額接続送電サービス
		B	電灯臨時接続送電サービス
		C	
	公衆街路灯	A	電灯定額接続送電サービス（400VA以下） 電灯標準接続送電サービス（400VA超）
		B	電灯標準接続送電サービス
電力需要	低圧電力		動力標準接続送電サービス
	臨時電力		動力臨時定額接続送電サービス（定額制） 動力臨時接続送電サービス（従量制）
	農事用電力		動力標準接続送電サービス